

平成24年度共同研究(第1回)募集案内

～製品化・実用化を目指す共同研究～

都産技研では企業や大学等から共同研究のテーマを募集し、相互に経費と課題を分担して新製品や新技術の開発を目的とした研究を実施しています。研究成果からは数多くの新製品や特許が生まれています。

募集は年2回実施し、今回は第1回の募集です。事前に都産技研の技術相談や依頼試験などの支援をご利用され、担当職員とご相談の上で共同研究実施の準備が整ったものが対象になります。

募集期間 平成24年4月3日～平成24年4月13日
(土・日曜日は除く)

研究期間 平成24年6月1日～平成25年3月29日

採択テーマ数 20件程度

選考方法 書類及び面接審査により実施

★詳細は<http://www.iri-tokyo.jp>をご覧ください。

【共同研究企業】吉水工房

【研究タイトル】「伝統的工芸多摩織を用いた
新製品開発」(平成22年度実施)



CG技術を伝統的工芸品「多摩織」に応用した製品

【技術内容についてのご相談】技術経営支援室 総合支援窓口 TEL：03-5530-2140

【申請書類についてのご相談】開発企画室 TEL：03-5530-2528

◆◆◆ 東京都からのご案内 ◆◆◆

東京都トライアル発注認定制度の申請受付を開始

東京都では、中小企業者の新規性の高い優れた新商品等の普及を応援するため、都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を都が試験的に購入し評価する「東京都トライアル発注認定制度」を実施しています。平成24年度は、新たに「役務(サービスの提供)」も認定対象になります。

●認定を受けると・・・

- ①都のホームページ等で認定商品をPRします。
- ②認定商品が物品の場合、認定により、都の機関が随意契約によって購入することが可能となります。
- ③認定商品が役務の場合、認定だけでは随意契約の理由になりません。詳細は募集要項でご確認ください。
- ④認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価します(トライアル発注事業)。

※認定自体が認定商品の購入を約束するものではありません。

●認定対象者：都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者

●対象商品：平成19年2月以降に販売開始した物品及び役務

※食品、医薬品、医薬部外品、化粧品及び建設工事等における工法・技術は対象となりません。

●募集期間：平成24年4月12日(木)まで

●申請方法：申請書に必要事項を記載の上、直接持参または郵送してください。

※郵送の場合、4月12日(木)必着

●申請書及び募集要項など

東京都トライアル発注認定制度ホームページをご参照ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/trial/index.html>

■お問合せ：産業労働局商工部創業支援課 TEL：03-5320-4762(直通)